二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十一月三十日農林水産省告示第千九百二号、昭和五十六年一月三十一日農林水産省告示第八十九号、昭和五十五年十二月八日農林水産省告示第千五百六十二号、昭和五十七年十一月十五日農林水産省告示第千八百十七号（三から五に係るものに限る。）、昭和五十五年十二月八日農林水産省告示第千五百六十一号、昭和五十五年十一月二十日農林水産省告示第千五百六十八号、昭和五十七年十二月十一日農林水産省告示第二千三十号（一に係るものに限る。）、昭和五十五年十月十三日農林水産省告示第千四百二十八号、昭和五十五年十月九日農林水産省告示第千四百五号、昭和五十五年十月九日農林水産省告示第千四百四号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十一月九日農林水産省告示第千七百五十八号、昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百五十三号、昭和五十七年十一月十一日農林水産省告示第千八百二号、昭和五十七年十一月十一日農林水産省告示第千七百六十一号、昭和五十七年十一月十日農林水産省告示第千八百七号、昭和五十七年十一月十日農林水産省告示第千七百七十一号、昭和五十七年一月二十二日農林水産省告示第百三十五号、昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百五十二号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡塙町大字那倉字鳩ノ宮一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇二の一、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇六、一〇七、一〇九の一、一〇九の二、一一〇、一一一の二、一一二、一一三、一一五、一一六、一一八、一一九の二、一二一の一、一二二、一二三、一二四、一二六、一四〇、一四三、一四五、一四六、大字湯岐字羽原谷地一四一、大字台宿字大久保二九の一、二九の二、三一、三三、三四の一、三四の二、三五の一、大字竹之内字竹之内九九の二、一〇一の一、一一一の一、一一六の二、一二四の一、一三二、一四三、一四六の一から一四六の三まで、一四六の五、一四六の六、一四八の四から一四八の六まで、一四八の八、一四八の一一、一四八の一三、一四八の二二、一四九の二、一五〇、一五二、一五六の一、一五六の二、一五六の五、一五六の七、一五六の一〇、一五六の一四、一五六の一五、一五六の二七、一五六の三五から一五六の三七まで、一五九、一五九の一、一六〇の二、一六〇の三、一六一の一、一六二の二、一六六、一七三から一七七まで、一七八の一、一七九、一八二、一八六から一八九まで、一九一から二〇四まで、二一〇、二一二の一、二一四の一、二一五の一、二一六の一、二一七、二二〇、二三一まで、二三三、二四四、二四八から二五一まで、大字塙字城山一、二、五、八、九、二〇、四七、四七の二、五三の二、五四、五六、六三、六九、七一、七一の二、七七、八一、八三から八六まで、八八、九二、九六、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇三、一一八、字上町八五の一、八五の三、八五の六、大字上渋井字寄居一、二、三の一、字舘山五の四四、五の五一、五の五五から五の五八まで、字下ノ平一九一、一九五、一九七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字羽原谷地一四一、字竹之内九九の二、一〇一の一、一一一の一、一一六の二、一二四の一、一三二、一四三、一四六の一から一四六の三まで、一四六の五、一四六の六、一四八の四から一四八の六まで、一四八の八、一四八の一一、一四八の一三、一四八の二二、一四九の二、一五〇、一五二、一五六の一、一五六の二、一五六の五、一五六の七、一五六の一〇、一五六の一四、一五六の一五、一五六の二七、一五六の三五から一五六の三七まで、一五九、一五九の一、一六〇の二、一六〇の三、一六一の一、一六二の二、一六六、一七三から一七七まで、一七八の一、一七九、一八二、一八六から一八九まで、一九一から二〇四まで、二一〇、二一二の一、二一四の一、二一五の一、二一六の一、二一七、二二〇、二三一まで、二三三、二四四、二四八から二五一まで、字城山一、二、五、八、九、二〇、四七、四七の二、五三の二、五四、五六、六三、六九、七一、七一の二、七七、八一、八三から八六まで、八八、九二、九六、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇三、一一八、字上町八五の一、八五の三、八五の六、字寄居一、二、三の一、字舘山五の四四、五の五一、五の五五から五の五八まで、字下ノ平一九一、一九五、一九七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字幾地字嫁沢六四一、字柚ノ木沢六四二の一、六四二の三、字滝ノ沢六四三の一、六四三の三、六四三の五、字井畑ケ沢六四四の三、六四四の四、六四四の七、六四四の九、六四四の一〇、六四四の一五、六四四の一六、字釜場六四五の一、字檜木平六四六の一、六四六の三、字柚ノ木口六四七の一、字滝ノ沢口六四八、字疲峯六四九の一、字花立沢六九三の一、字大沢六九四の一、六九四の一三の三まで、一〇三、一一八、字上町八五の一、八五の三、八五の六、字寄居一、二、三の一、字舘山五の四四、五の五一、五の五五から五の五八まで、字下ノ平一九一、一九五、一九七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）